

2021年11月9日

逗子市

## 定期予防接種(麻しん・風しん混合ワクチン)の誤接種について

令和3年11月8日(月)、逗子市予防接種業務委託医療機関で、対象年齢外の児にワクチンを接種する誤りがありました。

### 1. 経緯

令和3年11月8日(月)14時頃、逗子市予防接種業務委託医療機関で、麻しん・風しんワクチンを接種後に、被接種児の年齢が予防接種法施行令に定める対象年齢(5歳以上7歳未満で小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者)に達していないことに気づきました。

その場で、接種医から接種を受けた児および保護者には、謝罪および経緯の説明を行いました。

接種を受けた児の健康状態については、体調の変化は起きていません。

### 2. 原因

接種前に当該ワクチンの対象年齢を確認していませんでした。

### 3. 再発防止策

逗子市予防接種業務委託医療機関に対し、改めて予防接種前には対象年齢の確認を徹底するよう注意喚起を行います。

本件に関するお問い合わせ先：  
電話：046-873-1111 内線 535・536  
教育部子育て支援課 島貫・坂本